

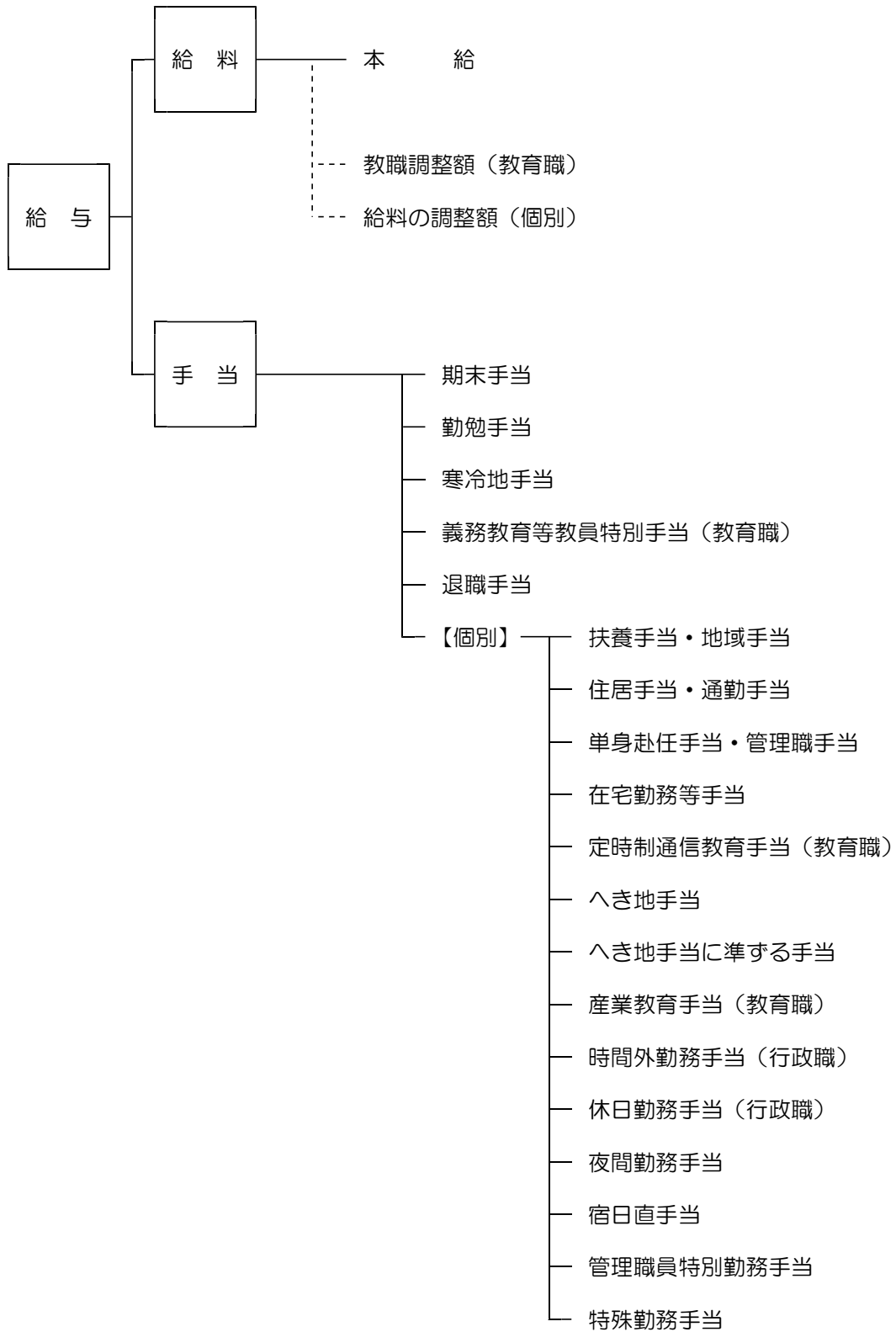
教 職 員 の 給 与 の あ ら ま し

①教職員給与のしくみ

教職員には、一般の地方公務員と同様に、「地方公務員法」により、職員の職務と責任に応じ、生計費や、国、他の地方公共団体の職員や民間事業の従事者の給与等を考慮して、条例で定めた種類や額の給与が支給されています。このうち教員については、教員特有の職務や勤務態様の特殊性が考慮され、昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、時間外勤務手当の代替措置として教職調整額を支給する等の措置が講じられています。

また、教員に優れた人材を確保し、義務教育水準の維持向上を図ることを目的に、昭和49年に制定された「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」により、一般の公務員の給与水準に比較して優遇措置が講じられています。

教 職 員 の 給 与 体 系



教職員給与の状況（令和6年4月1日現在）

給 与	内 容
給 料	・ 職員の職種に応じ、 ①教育職給料表（中・小） ②教育職給料表（高校） ③行政職給料表 ④医療職給料表 をそれぞれ適用
教 職 調 整 額	・ 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）に支給 支給額 給料月額×4%
給 料 の 調 整 額	・ 特別支援学校の教育職員 ・ 特別支援学校の看護師 ・ 小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級等を担当する教育職員 ・ 高等学校及び中等教育学校において、通級指導に直接従事することを本務とする教育職員 ・ 児童自立支援施設において、教育に直接従事することを本務とする職員 に対し、職及び職務の級に応じて支給（8,100円～13,100円の範囲で支給）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ① 配偶者・父母等（注） 3,500円又は6,500円 ② 子 1人につき 10,000円 ③ 子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある子がいる場合 当該子1人につき 5,000円を加算 注 行政職給料表8級相当の職員は3,500円、行政職給料表9級以上相当の職員は支給しない。いずれ も令和6年4月1日現在学校職員に該当なし。
地 域 手 当	民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して次の地域に在勤する職員に支給 ① 支給額 （給料の月額＋扶養手当＋管理職手当）×支給割合 ② 支給地域、級地及び支給割合 札幌市3/100、東京都特別区20/100、大阪市16/100、名古屋市15/100
住 居 手 当	自ら居住するために住宅を借り受けた職員等に支給 ① 借家等の場合 ア 月額24,000円以下の家賃の場合 家賃の月額－13,000円 イ 月額24,000円を超える家賃の場合 $\frac{（家賃の月額－24,000円）}{2} + 11,000円$ ※（17,000円限度） ② 単身赴任手当が支給される者で配偶者等が居住する借家等の場合 上記①により算出した額×1/2
通 勤 手 当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員等に支給 ① 普通交通機関等の利用者 1箇月当たりの運賃等相当額（55,000円を限度）を支給 ② 自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給（片道2km以上に限る） ③ 特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1（1箇月当たりの限度額20,000円）に、①から② までの額を加えて支給
単 身 赴 任 手 当	異動等に伴い、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に支給 支給額 30,000円＋加算額 （加算額は職員の住居から家族の住居までの距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内）
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定する職にある者に支給 支給額 給料表の別並びに職務の級及び職の区分に応じて定めた額 （校長65,800円～79,600円 副校長65,600円～66,200円 教頭54,700円～66,200円 事務長46,300円 ～66,400円の範囲で支給）
在 宅 勤 務 等 手 当	3箇月以上継続して、1箇月当たり平均10日を超えて、終日の在宅勤務等を命ぜられた職員に支給 支給額 月額3,000円
定 時 制 通 信 教 育 手 当	定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教員に支給 ① 支給額 給料月額×支給割合 ② 支給割合 ア 夜間定時制 8/100（管理職手当受給者 6/100） イ 通 信 制 6/100（管理職手当受給者 4/100）
へ き 地 手 当	へき地学校及びへき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給 ① 支給額 （給料の月額＋扶養手当）×支給割合 ② 支給割合 5級地25/100、4級地20/100、3級地16/100、2級地12/100、1級地 8/100、へき地学 校に準ずる学校 4/100
へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校で人事委員会の指定する学校（共 同調理場を含む。）に異動し、住居を移転した職員に支給 ① 支給率 （給料の月額＋扶養手当）×支給割合 ② 支給割合 3年間 4/100（人事委員会の定める条件に該当する場合は6年間で、5年まで4/100、 6年目2/100）
産 業 教 育 手 当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教員、実習助手に支給 支給額 給料月額×8/100（定時制通信教育手当受給者 4/100）

手 当 名	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（管理職員及び教育職員を除く。）に支給 ① 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合×勤務時間数 ② 支給割合 125/100～175/100の範囲で支給
休日勤務手当	祝日法による休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（管理職員及び教育職員を除く。）に支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数
宿 日 直 手 当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 ① 宿直・日直 2,200円～6,600円の範囲で支給 ② 寄宿舎等の宿日直 3,700円～11,100円の範囲で支給
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合又は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ① 週休日等勤務 勤務1回につき6,000円～12,750円の範囲で支給 ② 平日深夜勤務 勤務1回につき3,000円～4,300円の範囲で支給
期 末 手 当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に支給 ① 支給率 122.5/100 ② 期間率 6月1日又は12月1日以前6月以内の在職期間に応じて 30/100～100/100
勤 勉 手 当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に勤務成績に応じて支給 ① 成績率 205/100以下の範囲で教育委員会が定める割合 ② 期間率 6月1日又は12月1日以前6月以内の勤務期間に応じて 0/100～100/100
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において北海道に在勤する職員に支給 支給額 地域の区分及び世帯等の区分に応じた額（11月から翌年3月まで各月8,500円～26,060円）
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給 支給額 職務の級及び号俸の別に応じて定めた額 （校長6,800円～8,000円 副校長4,200円～7,500円 教頭4,200円～7,500円 主幹教諭3,500円～7,300円 その他職員2,000円～7,100円の範囲で支給）
特 殊 勤 務 手 当	多学年学級担当手 当 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員に支給 支給額（月額）2の学年 6,090円 3の学年 7,350円
	通 信 教 育 指 導 手 当 通信教育における次の業務に従事した職員（高等学校の通信教育に従事することを本務としない職員に限る。）に支給 ① 学習報告書の添削指導 添削した学習報告書1通 130円 ② 面接指導 1時間 2,800円 ③ 通信教育協力校において通信制課程を置く学校の統括のもとに行う指導 月額 18,200円
	舎 務 手 当 舎監として、学校の寄宿舎における児童（幼児を含む。）又は生徒の教育及び当該寄宿舎の管理の業務に従事した職員に支給 支給額 月額 3,900円
	兼 務 手 当 全日制又は夜間定時制での勤務を兼務している者が兼務校で授業若しくはその補助を行った場合に支給 支給額 1時間 2,800円
	農 業 水 産 実 習 指 導 手 当 本務以外に高等学校における農業又は水産に関する学科の生徒の宿泊を伴う実習の指導に従事した教員又は実習助手に支給 支給額 勤務1回 6,800円
	教 育 業 務 連 絡 指 導 手 当 教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等に支給 支給額 日額 200円
	介 護 業 務 手 当 特別支援学校に勤務する職員で、児童又は生徒の介護の業務に従事した職員（給料の調整額受給者を除く。）に支給 支給額 日額 250円（4時間未満150円）
	教 員 特 殊 業 務 手 当 次の業務に従事した教員等（校長、副校長、教頭を除く。）に支給 ① 非常災害時等の緊急業務 日額 7,500円～16,000円 ② 修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 日額 5,100円 ③ 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 日額 5,100円 ④ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 業務に従事した時間が引き続き3時間程度 日額 2,700円

②教職員給与の現況

○教職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
教育職（中小）	3 7 1, 2 3 2 円	4 0 1, 7 6 4 円	4 4. 7 歳
教育職（高校）	3 7 8, 9 3 5 円	4 1 0, 3 8 8 円	4 7. 5 歳
一般行政職	3 1 7, 3 0 6 円	3 7 0, 0 0 1 円	4 2. 8 歳

- (注)・教育職の給料月額は、教職調整額を含めたものです。
- ・平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当、へき地手当及び寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。
 - ・一般行政職は北海道教育委員会の職員だけでなく、一般行政職である北海道職員すべてを含んでいます。

○教職員の初任給と経験年数別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分		初 任 給	経験年数別平均給料月額		
			経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
教育職（中小）		228, 488 円	314, 067 円	358, 067 円	391, 732 円
教育職（高校）		228, 488 円	312, 980 円	358, 775 円	394, 132 円
一般行政職	大卒	196, 200 円	266, 027 円	301, 693 円	355, 584 円
	高卒	166, 600 円	230, 067 円	268, 495 円	308, 165 円

- (注)・教育職の給料月額は、教職調整額を含めたものです。
- ・一般行政職は北海道教育委員会の職員だけでなく、一般行政職である北海道職員すべてを含んでいます。